



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

塾総合保険

塾施設の欠陥や塾での仕事の遂行、塾の管理下における塾生徒の行為によって発生した
対人・対物事故による損害を補償します。

企業
賠償責任

講習受付中



塾総合保険とは？

1 保険の仕組み

塾総合保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。

①塾賠償責任保険

塾の施設の欠陥や、塾の内外で行われる業務の遂行に起因する**対人・対物事故**(△¹)について、**被保険者**(△²)である塾(またはその経営者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る**損害**(△³)に対して、保険金をお支払いする保険です。

②塾生徒賠償責任保険

塾の管理下(△⁴)における生徒の行為に起因する対人・対物事故について、被保険者である塾の生徒またはその監督義務者が、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

【ご契約の対象となる塾】

学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等の塾であって、主として未成年者を対象とするもの



次の塾については、ご契約の対象外となります。他の保険をご案内させていただきますので、詳細は代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)までご相談ください。

- ◆スポーツを指導する塾
- ◆主として小学校就学前の乳幼児を対象とするもの
- ◆主たる指導方法が通信教育によるもの
- ◆学校教育法の学校、専修学校および各種学校

2 補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

①塾賠償責任保険

塾の施設の所有、使用もしくは管理または塾の業務遂行に起因して保険期間中に日本国内で発生した**対人・対物事故**(△¹)について、**被保険者**(△²)である塾(またはその経営者)が、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

②塾生徒賠償責任保険

塾の管理下(△⁴)における塾の生徒の行為に起因して保険期間中に日本国内で発生した対人・対物事故について、被保険者である塾の生徒またはその法定監督義務者が、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

●塾賠償責任保険の事故例

【施設に起因する事故】



自動ドアの故障で生徒がケガをした。

【業務の遂行に起因する事故】



先生の誘導が悪く、階段で生徒が将棋倒しになった。

●塾生徒賠償責任保険の事故例



生徒がふざけて遊んでいるうちに他の生徒にケガをさせた。



生徒が誤って他の生徒の持ち物を壊した。



1 対人・対物事故	賠償責任保険における対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、または他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】といいます。
2 被保険者	この保険において補償を受けることができる方をいいます。この保険契約の被保険者は、次のとおりです。 ①塾賠償責任保険:塾(またはその経営者) ②塾生徒賠償責任保険:塾の生徒およびその法定の監督義務者 ③傷害担保特約条項(塾生徒用):塾の生徒
3 損害	損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
4 塾の管理下	塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。)、塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間をいいます。

(2) お支払対象となる保険金の種類

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、**被保険者** (▲²) が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金



法律上の損害賠償金については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③損害防止軽減費用

対人・対物事故 (▲¹) が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る**損害** (▲³) の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

対人・対物事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

(3) 保険金のお支払方法

①法律上の損害賠償金は、その額から**免責金額** (▲⁵) を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された**支払限度額** (▲⁶) が、お支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} + \text{③ 損害防止軽減費用} + \text{④ 緊急措置費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

例外

「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$$



▲5 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

▲6 支払限度額

保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。塾賠償責任保険は、対人事故と対物事故について別々に、「1事故」につき設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。塾生徒賠償責任保険は、対人事故と対物事故について、共通で「1事故」につき設定します。

塾総合保険とは？

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害(△³)については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

【共通】

① 保険契約者、被保険者(△ ²)の故意
② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
③ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(死亡を含みます。)(△ ¹)
⑥ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

【塾賠償責任保険】

① 塾の施設の修理、改造、取壊し等の工事
② 自動車、原動機付自転車、航空機または昇降機の所有、使用または管理
③ 施設外にある船、車両(自転車等人力によるものを除きます。)または動物の所有、使用または管理
④ 塾の指導・助言の結果に起因して、塾の管理下(△ ⁴)にない間に生徒に発生した事故
⑤ 被保険者の占有を離れた商品・飲食物や、占有を離れた塾の施設外にあるその他の財物
⑥ 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊(*2)
⑦ 建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み

【塾生徒賠償責任保険】

① 被保険者の心神喪失
② 被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打

等

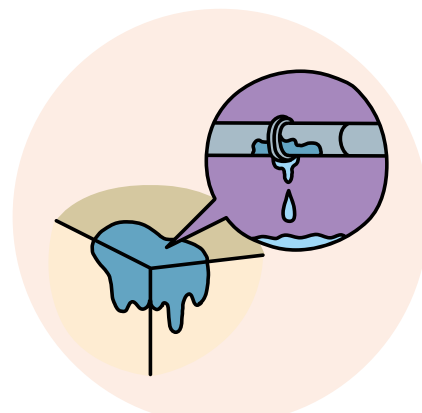
*1 塾生徒賠償責任保険では、被保険者が家事使用人として使用する者が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害については補償対象とします。

*2 漏水損害担保特約により補償の対象とすることができます。右頁 [3 オプション](#) をご参照ください。

● お支払いできない主な事故例

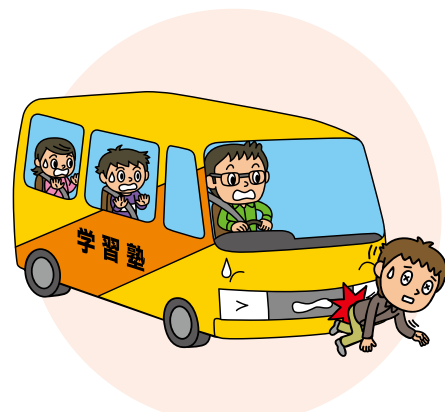
< 塾賠償責任保険 >

【漏水事故】



給排水設備からの漏水により、階下の店舗を水浸しにしました。(*2)

【自動車の使用に起因する事故】



送迎バスが、歩行者にケガをさせた。

【被保険者が管理する財物の損壊】



塾の授業のため図書館で借りてきた本を汚してしまった。



Q 塾生徒賠償責任保険の傷害担保特約条項(塾生徒用)では、生徒が塾の管理下にある間と塾への往復途上にある間の傷害事故が補償されていますが、生徒が引き起こした賠償事故(対人・対物事故(△¹))については、往復途上にある間については補償されないのですか？

A 往復途上にある間の賠償事故は、補償されません。

どんなオプションがあるの？

3 オプション

補償範囲を拡大する特約

(1) 塾賠償責任保険にセットする特約

漏水担保特約条項

給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による財物の損壊に起因する損害^(△3)に対して、保険金をお支払いする特約です。

訴訟対応費用担保特約条項

この保険の対象となる対人・対物事故^(△1)が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、被保険者^(△2)が応訴のために負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となりうる対人・対物事故が発生した際に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

(2) 塾生徒賠償責任保険にセットする特約

傷害担保特約条項(塾生徒用)

被保険者である塾生徒が、塾の管理下^(△4)または塾と自宅との往復途上(学校から塾へ向かう途上を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、次のいずれかに該当した場合に、保険金をお支払いする特約です。

死亡	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
後遺障害	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院	事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
通院	事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合

● お支払いの対象となる事故例



生徒が塾へ向かう途上に交通事故にあった。

● 保険金のお支払い方法

死亡保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(※1)
後遺障害保険金	後遺障害等級に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。
入院保険金	入院の実日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。(※2)
通院保険金	通院の実日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。(※3)

*1 同一の被保険者について既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払している金額を差し引いてお支払いします。

*2 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院保険金は、重複してはお支払いできません。

*3 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、通院保険金は、重複してはお支払いできません。



次の事由により生じた損害については、保険金はお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取る者の故意または重大な過失
- ② けんかや自殺・犯罪行為
- ③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故
- ④ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤ 妊娠、出産、流産、早産、外科的手術などの医療処置(外科的手術などの医療処置によって生じた傷害が保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。)
- ⑥ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑦ 戦争、暴動および地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質の有害な特性等

等



Q 体験入学中の生徒も被保険者に含まれますか？

A 含まれません。被保険者は、塾に在籍する生徒です。体験入学中の生徒は、まだ在籍しているとは言えませんので、被保険者に含まれません。

Q 絵画教室で山や川原等の野外でのスケッチを実施する間に発生した事故は、保険金支払の対象となりますか？

A 塾が主催する野外活動についても対象となります。塾施設外であることをもって対象外となるわけではありません。ただし、野外活動リスクだけに限ったご契約はできませんので、ご注意ください。

4 保険期間

保険期間は、1年です。

保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。

夏休み中のみなど、短期間開催される塾については、開催期間にあわせてご契約も可能です。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

5 ご契約条件

支払限度額^(△6)、免責金額^(△5)等を設定します。下表は傷害担保特約条項(塾生徒用)、漏水担保特約条項をセットした場合の標準的な設定例です。

(1) 支払限度額・保険金額・免責金額の例

担保項目		設定例	①	②	③
塾賠償責任保険	対人	被害者1名	2,000万円	3,000万円	5,000万円
		1事故	1億円		
	対物	1事故	100万円	200万円	500万円
塾生徒賠償責任保険	対人・対物共通	1事故	2,000万円	3,000万円	5,000万円
傷害担保特約条項 (塾生徒用)	死亡・後遺障害		100万円	200万円	300万円
	入院保険金日額	1日につき	1,000円	1,500円	2,000円
	通院保険金日額	1日につき	500円	1,000円	1,000円

免責金額は1事故につき1,000円です。ただし、傷害担保特約条項には、免責金額はありません。

(2) 保険料例(一時払)

	設定例	①	②	③
生徒数(*)20名の場合		約5千円	約6千円	約8千円
生徒数(*)550名の場合		約7万8千円	約13万1千円	約17万7千円

*平均生徒数^(△8)または一定日における生徒数^(△9)



6 保険料に関する事項

(1) 保険料の計算方法

保険料は、**保険料算出基礎数字** (▲7) (**平均生徒数** (▲8) または**一定日における生徒数** (▲9)) の規模、過去の事故歴、ご契約条件 (**支払限度額** (▲6) や**免責金額** (▲5)、セットする各種特約等) によって決定されます。

ご契約時に適用する保険料算出基礎数字が20名以上の場合は、割引があります。

生徒数	20名~	50名~	100名~	200名~	500名~	1,000名~
割引率	5%	10%	15%	20%	25%	30%

! 保険料算出基礎数字(平均生徒数または一定日における生徒数)を客観的に把握できる塾案内等の資料をご提出ください。

(2) 保険料の精算

a. ご契約時

ご契約時に、保険期間中に見込まれる保険料算出基礎数字(見込平均生徒数または保険期間中の任意の一定日における見込生徒数)に基づく暫定保険料を払い込みいただきます。

b. 保険期間終了時

保険期間中の保険料算出基礎数字の実績を確認できる客観的資料をご提出ください。弊社にて確定保険料を算出し、既に払い込みいただいている暫定保険料との差額を精算させていただきます。なお、確定保険料が契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、既に払い込みいただいている暫定保険料と最低保険料の差額を精算させていただきます。

(3) 保険料の精算を不要とすることができる場合

前年の平均生徒数または把握可能な最近の一定日における生徒数を保険料算出基礎数字として使用する場合は、ご契約時に保険料を確定させ、保険期間終了後の保険料の精算を不要とすることができます。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。



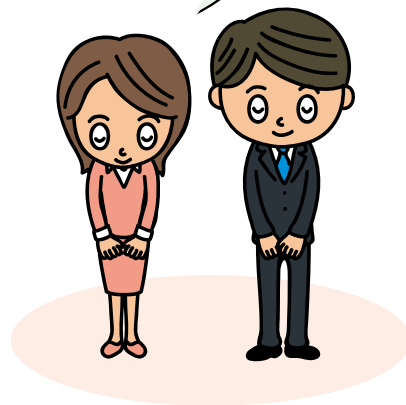
保険料算出基礎数字 (▲7) の規模、過去の事故歴、ご契約条件 (**支払限度額** (▲6) や**免責金額** (▲5)、セットする各種特約等) によって、保険料は、お客様ごとに異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

このパンフレットは、塾総合保険の概要をご紹介します。

詳細については、賠償責任保険普通保険約款、塾特別約款、塾生徒特別約款およびセットされる特約条項をご参照ください。

なお、保険金のお支払条件・ご契約手続、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社まで、お問い合わせください。

ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご確認ください。



用語解説

▲8 平均生徒数

次のとおり算出した生徒数をいいます。

平均生徒数 = $\frac{\text{在籍生徒数} + \text{短期講習参加生徒数}}{12}$ (小数点以下第2位を四捨五入)

$\text{在籍生徒数} = \frac{\text{毎月一定日の在籍生徒数の年間合計}}{12\text{ヶ月}}$

$\text{短期講習参加生徒数} = \frac{\text{短期講習参加生徒数の年間合計} (*)}{\text{年間の塾開催日数}}$

(*)通常の在籍生徒を除きます。

▲9 一定日における生徒数

保険期間中の任意の一定日または把握可能な最近の一定日における生徒数をいいます。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく(*)、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(*) 傷害担保特約条項(塾生徒用)については、事故発生の日からその日を含めて30日以内とします。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置かください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

通知義務

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

他の保険契約等がある場合

傷害担保特約条項(塾生徒用)を除き、この保険契約と重複する保険契約や

共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただきます。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の有効な管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(*) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。


(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りません。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時~午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。

E14-20310(9)改定201708

1724-ER04-07327-201707